

○筑紫野市指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則

(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)

改正 平成 21 年 8 月 18 日規則第 42 号 平成 30 年 3 月 29 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請及び指定の決定)

第 2 条 法第 79 条第 1 項又は第 115 条の 22 第 1 項の規定による申請は、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定申請書(様式第 1 号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合においてこれを審査し、指定についての可否を決定したときは、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定可否決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、指定書(様式第 3 号)を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 82 条第 1 項又は第 115 条の 25 第 1 項の規定による届出は、施行規則第 133 条第 1 項又は第 140 条の 37 第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者変更届出書(様式第 4 号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者廃止・休止・再開届出書(様式第 5 号)によりそれぞれ行うものとする。

(指定の更新の届出)

第 4 条 法第 79 条の 2 又は第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 の規定による申請は、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定更新申請書(様式第 6 号)により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合においてこれを審査し、指定更新についての可否を決定したときは、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定更新可否決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定更新の決定を受けた者は、指定更新書(様式第8号)を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(都道府県等への情報提供)

第5条 市長は、第2条第2項の規定による指定又は第3条若しくは前条の規定による届出又は更新(以下「指定等」という。)があったときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第6条 法第85条又は第115条の30の規定による公示は、法第85条又は第115条の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(指定等を行うために必要な準備)
- 2 市長は、この規則の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則(平成 21 年 8 月 18 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規則第 8 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1(第 2 条関係)

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定申請書

[別紙参照]

様式第 2(第 2 条関係)

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 3(第 2 条関係)

指定書

[別紙参照]

様式第 4(第 3 条関係)

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者変更届出書

[別紙参照]

様式第 5(第 3 条関係)

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者廃止・休止・再開届出書

[別紙参照]

様式第 6(第 4 条関係)

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定更新申請書

[別紙参照]

様式第 7(第 4 条関係)

指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者指定更新可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 8(第 4 条関係)

指定更新書

[別紙参照]